

後見支援預金（普通預金）

2019年4月1日現在

1. 商品名	後見支援預金（普通預金）
2. ご利用いただける方	家庭裁判所が後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した個人の方
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 口座にかかるお取引制限	・ お預け入れ、払い戻し等のお取引につきましては、口座開設店のみを窓口としてのお取り扱いとなります。 ・ 既に成年後見制度利用口座のお取引がある場合は、同一店舗でのお取引とさせていただきます。 ・ 現金での預け入れ、払い戻しはできません。 ・ 後見支援預金を利用した口座振替は原則お取り扱いできません。 ・ キャッシュカードの発行はしません。 ・ インターネットバンキングのサービス利用口座にはご指定できません。
5. お預け入れ (1) お預け入れ方法	・ お取り扱い窓口は口座開設店のみとなります。 ・ 家庭裁判所からの「指示書（新規又は追加）」及び「後見支援預金にかかる手続申込書」をご提出いただきます。 ・ 本預金口座へ現金でのご入金はできません。後見人が管理する被後見人の口座から振替によるご入金となります。
(2) お預け入れ金額	1円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
6. 払い戻し方法	・ お取り扱い窓口は口座開設店のみとなります。 ・ 家庭裁判所からの「指示書（一時金交付又は定期交付金）」及び「後見支援預金にかかる手続申込書」をご提出いただきます。 一時交付金： 本預金口座から現金でのお支払いはできません。後見人が管理する被後見人の口座へ振替入金します。 定期交付金： 当庫所定の自動振込依頼書をご提出いただきます。
7. お利息 (1) 適用利率	変動金利 毎日の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払い方法	年2回（3月・9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。但し、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1円以上について、付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算をします。
8. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。但し、マル優をご利用の場合を除きます。
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
10. 期限前解約時のお取り扱い	_____
11. 金利情報等の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<苦情処理措置> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9時～17時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 <紛争解決措置> ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9時～17時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。

	・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りはできません。 ・ 被後見人が死亡された場合や未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となりますので、家庭裁判所の指示書によらず相続手続きあるいは口座解約手続き等が必要となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。